

相対評価の給与反映について【交通局・企業職員（2）】（修正提案）

1 昇給

昇給号給数について

【交通局企業職員（2）】

相対区分	昇給号給数			
	4 級	3 級	2 級	1 級
第 1 区分	6 号給	5 号給	5 号給	5 号給
第 2 区分	5 号給	5 号給	5 号給	5 号給
第 3 区分	4 号給	4 号給	4 号給	4 号給
第 4 区分	2 号給	2 号給	2 号給	2 号給
第 5 区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし

※ 1 級で採用後 5 年目までの職員については、「第 4 区分」は 3 号給、「第 5 区分」は 2 号給とする。

ただし、懲戒処分等があった事により「第 4 区分・第 5 区分」に決定された場合、「第 4 区分」は 2 号給、「第 5 区分」は昇給なしとする。

2 勤勉手当

(1) 評価区分及び割増支給率について

(支給月数は、平成 24 年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.675 月

相対区分	支給率			
	4 級	3 級	2 級	1 級
第 1 区分	$0.675 \text{ 月} + 2\alpha + 3f$	$0.675 \text{ 月} + 2\beta + 3f$	$0.675 \text{ 月} + 2\gamma + 3f$	$0.675 \text{ 月} + 2\delta + 3f$
第 2 区分	$0.675 \text{ 月} + \alpha + 2f$	$0.675 \text{ 月} + \beta + 2f$	$0.675 \text{ 月} + \gamma + 2f$	$0.675 \text{ 月} + \delta + 2f$

第3区分	0.675月+0.5f	0.675月+0.5f	0.675月+0.5f	0.675月+0.5f
第4区分	0.64月	0.64月	0.64月	0.64月
第5区分	0.605月	0.605月	0.605月	0.605月

(2) 再任用職員の勤勉手当への成績率の導入について
(支給月数は、平成24年度実績)

総額の基礎となる支給月数
0.325月

相対区分	支給率			
	4級	3級	2級	1級
第1区分	0.325月+2 α '	0.325月+2 β '	0.325月+2 γ '	0.325月+2 δ '
第2区分	0.325月+ α '	0.325月+ β '	0.325月+ γ '	0.325月+ δ '
第3区分	0.325月	0.325月	0.325月	0.325月
第4区分	0.308月	0.308月	0.308月	0.308月
第5区分	0.29月	0.29月	0.29月	0.29月